

●香川県病院局告示第2号

平成30年香川県病院局告示第2号（地方公営企業法施行令の規定に基づく収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和6年4月12日

香川県病院事業管理者 榎野博史

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
収納事務	委託先	住所	委託の始期	収納事務	委託先	住所	委託の始期
略				略			
香川県立中央病院の病院事業料金の収納事務	略			香川県立中央病院の病院事業料金の収納事務	略		
香川県立丸亀病院の病院事業料金の収納事務	略			香川県立丸亀病院の病院事業料金の収納事務	<u>株式会社ニチイ学館</u>	<u>東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地</u>	<u>平成23年4月1日</u>
略				略			